

< 原発避難者特例法 による行政サービスについて >

下記の該当市町村から住民票を移さずに避難している方は、原発避難者特例法に基づき、避難先の自治体で医療福祉事務(要介護認定など)、教育事務(児童生徒就学など)に関する行政サービスを受けられます。詳細は下記市町村にご確認ください。

また、下記の該当市町村から住民票を移した方で、避難元自治体からの情報提供などを希望される方は、各市町村へ手続きをお願いします。

【該当市町村】

いわき市、 田村市、 南相馬市、 川俣町、 広野町、 楢葉町、 富岡町、
川内村、 大熊町、 双葉町、 浪江町、 葛尾村、 飯館村

【お問い合わせ先】

| | | | | | |
|------|-----------------|-----|-----------------|------|-----------------|
| いわき市 | TEL0246-22-1111 | 田村市 | TEL0247-81-2111 | 南相馬市 | TEL0244-24-5232 |
| 川俣町 | TEL024-566-2111 | 広野町 | TEL0240-27-2111 | 楢葉町 | TEL0246-46-2551 |
| 富岡町 | TEL0120-336-466 | 川内村 | TEL0240-38-2111 | 大熊町 | TEL0242-26-3844 |
| 双葉町 | TEL0480-73-6880 | 浪江町 | TEL0243-62-0123 | 葛尾村 | TEL0247-61-2860 |
| 飯館村 | TEL024-562-4200 | | | | |

(お願い)

避難場所を移動された方、または一度も連絡されていない方は、避難元市町村に避難先住所をお知らせください。

福島県市町村行政課 TEL024-521-7057

原発避難者特例法：東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための
避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律

詳細は総務省ホームページをご覧ください。

- ・原発避難者特例法に基づく指定市町村及び特例事務の告示等について（H23.11.15 - お知らせ）

http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/48479.html

- ・原発避難者特例法に基づく特例事務の告示（H23.11.15 - 報道資料）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei01_02000030.html

- ・原発避難者特例法に基づく指定市町村の指定（H23.9.16 - 報道資料）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei01_01000025.html